

一般社団法人日本睡眠改善協議会睡眠改善指導者認定規約

(事業の継続)

第1条 一般社団法人日本睡眠改善協議会は、2006年1月1日から2009年12月16日までに執行された非営利任意団体日本睡眠改善協議会の睡眠改善指導者認定業務を引き継ぎ継続する。

(目的)

第2条 日本人の多くが睡眠に不満を感じており、さまざまな快眠技術や睡眠改善策の提案が社会的急務となっている。これに対応するため、一般社団法人日本睡眠改善協議会（以下、日本睡眠改善協議会）は、科学的研究成果が明確な知識と技術を、具体的で誰もが理解し納得ができ、洗練された睡眠改善策として、実践と普及に貢献できる人材を育成することを目的として、睡眠改善指導者の認定制度を設ける。ここで育成された人々が提案する睡眠改善策は、科学的知識と技術に裏打ちされたものであり、科学の進歩にあわせて常に進歩発展するものとする。また、認定事業を実施するために、日本睡眠改善協議会に試験委員会と認定委員会を設ける。認定委員会の審査結果に基づき、日本睡眠改善協議会の理事長が認定証を交付する。

(資格の認定)

第3条 睡眠改善指導者の資格を取得しようとするものは、日本睡眠改善協議会の定める講習会を受講し認定試験に合格しなければならない。

第4条 睡眠改善指導者は、日本睡眠改善協議会の定める睡眠改善指導者行動倫理規定に従わなければならない。

第5条 睡眠改善指導者の認定資格の更新においては、日本睡眠改善協議会の定める規約に従わなければならない。

(資格の更新)

第6条 睡眠改善指導者の認定資格は、5年ごとに更新し、資格の更新を受けるための条件は、前回の認定後の5年間の期間に、日本睡眠改善協議会の指定する学会、講習会への2回以上の参加とする。日本睡眠改善協議会の指定する学会、講習会に参加できなかった場合には、その理由書を提出すること。その理由書を評議員会が審査し、更新の条件につきレポートの提出など特別な配慮を加えることができる。

(睡眠改善指導者認定資格の取り消し)

第7条 睡眠改善指導者は、日本睡眠改善協議会の定める認定規約に従わない場合には、睡眠改善指導者認定資格を取り消す。

第8条 睡眠改善指導者は、日本睡眠改善協議会の定める睡眠改善指導者行

動倫理規定に従わない行為があった場合には、日本睡眠改善協議会社員総会の過半数の同意によって睡眠改善指導者認定資格を取り消す。

第9条 睡眠改善指導者は、日本睡眠改善協議会の定款に従わない行為があった場合には、日本睡眠改善協議会社員総会の過半数の同意によって睡眠改善指導者認定資格を取り消す。

第10条 睡眠改善指導者としてふさわしくない行為のあったものに対しては、日本睡眠改善協議会社員総会の過半数の同意によって睡眠改善指導者認定資格を取り消す。

(睡眠改善指導者認定規約の変更)

第11条 本認定規約は、社員総会の過半数の議決をもって変更することができる。

附則 本認定規約は、2009年12月17日より施行する。

睡眠改善指導者行動倫理規定

原則

睡眠改善指導者の実施と結果の返却における規定を厳守し、結果を社会に還元する際には行動倫理規定を厳守し、睡眠改善指導者に求められる要件を認識し誠実に履行し、科学的事実に基づいた相談を行う専門家としての責任と法的責任を認識し履行すること。

業務上の行為全般について

1. 睡眠改善指導者の行う業務の範囲は、医療行為に抵触するものを厳密に除いたものであることを常に認識し、あらゆる法律を遵守すること。
2. 睡眠改善指導者は、資格の使用を一般社団法人日本睡眠改善協議会（以下 JOBS）に認められている使用範囲でのみ使用すること。
3. 睡眠改善指導者という業務にふさわしい振る舞いをし、睡眠改善指導者の業務に対する一般の理解や支持を損なう行為は一切しないこと。
4. 睡眠改善指導者は、品性、知識、能力、倫理観を備えるとともに、常に自己の研鑽に努めること。
5. 睡眠改善指導者の業務には、多様な道筋のあることを尊重し、睡眠改善のための他の人々の努力や貢献を尊重し、すべてが自分自身の

努力や貢献であると偽るなどしないこと。

6. 睡眠改善指導者の業務が人の生活に与える影響を認識し、自分の影響力の誤用につながる課題を常に把握するよう努力すること。
7. 睡眠改善指導者の業務が、場合によってはクライアントの生活に妨害を与えうることを認識し、如何なる時も必要に応じて、速やかに専門的助言を求め、業務の一時中断または終了が適切かどうかを含め取るべき行動を決定すること。
8. 睡眠改善指導者として研修、教育に従事する場合は、JOBSの規定に則って行動すること。
9. 睡眠改善指導者は、クライアントのプライバシーを守り、クライアントの健康や家庭などに関する一切の情報の守秘義務を負う。ただし、クライアントが認めた場合、または法によって求められる場合を除く。
10. 睡眠改善指導者の業務を遂行するにあたって、国の法律、守秘義務を遵守し、あらゆる適用される法に従って、睡眠改善指導者の業務の実施に関する全ての作業記録を適正に作成、保存、保管、破棄すること。
11. 睡眠改善指導者は、クライアントとしてもしくは照会先として、クライアントの氏名やその他のクライアント特定情報を公表する必要がある場合には、事前にクライアントの同意を得ること。
12. 睡眠改善指導者は、JOBS 会員の連絡先情報（電子メールアドレス、電話番号など）を JOBS に認められている使用範囲でのみ使用すること。
13. 睡眠改善指導者は誇大広告を行ってはならない。常に適切な表現を心掛け、国民一般に誤解を与えるような表現や詐称を禁止する。
14. 睡眠改善指導者は、虚偽、誤解を招くような行為等により自分自身や業務についての情報提供や宣伝をしてはならない。
15. 睡眠改善指導者の業務に関し、意図的に虚偽や誤解を招く恐れがあるコメントを公に発表し、または不当な主張を書面で行うことを一切してはならない。
16. 睡眠改善指導者は、クライアントとの物理的接触を決定する際に、人格的、文化的に誤解のないように慎重にふるまい、責任を負うことを常に認識すること。
17. 睡眠改善指導者は、クライアントに対して、性的不快を抱かせる言動（セクシャル・ハラスメント：性的嫌がらせ）などをしてはならない。

18. 睡眠改善指導者は、クライアントと明確に取り決めを行い、業務上の関係で成立した全ての取り決めに尊重すること。
19. 睡眠改善指導者は、最初の相談かそれ以前に、睡眠改善指導の本質、守秘義務の範囲、およびその他の睡眠改善指導の契約条件をクライアントが確実に理解できるよう説明する義務を負う。
20. 睡眠改善指導者は、睡眠改善指導者としての自分の能力、技術、経験を正確に認識し、自己の能力、資格の範囲を逸脱しないこと。
21. 睡眠改善指導者は、相談のプロセスまたは指導者から得られる成果について、意図的に欺き、不当な主張をしないこと。
22. 睡眠改善指導者は、クライアントまたはクライアント候補者に対し、誤解を招く恐れがある情報やアドバイスを与えないこと。
23. 睡眠改善指導者は、クライアントがどの時点においても相談を終了できる権利を尊重すること。
24. 睡眠改善指導者は、クライアントが別の手段に頼ったほうがいいと思われる場合、クライアントにその変更を行うよう促すこと。ただし、特定の医療機関の紹介など医療行為に抵触すると想定できる行為は行わないこと。
25. 睡眠改善指導者は、クライアントがクライアント自身や他人に危険を及ぼす意思を明らかにした場合、関係当局に連絡するための必要な手順を取ること。
26. 睡眠改善指導者は、指導者自身の利害とクライアントの利害が対立しないよう努力しなければならない。
27. 睡眠改善指導者は、実際に利害の対立が生じ、あるいはその恐れが生じた場合は、それを隠さず明らかにして、クライアントにとって一番よい対処方法をクライアントと検討すること。

附則 本倫理規定は、2009年12月17日より施行する。